

第78期 報 告 書

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

事 業 報 告

連 結 貸 借 対 照 表

連 結 損 益 計 算 書

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本

監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

 日本ケミファ株式会社

事業報告

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第78期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

わが国経済は一昨年来の経済危機からようやく最悪期を脱し、緩慢ながらも回復基調に転じたとされています。そのような状況下、医薬品業界においては従来から継続して、社会保障財政支出抑制への対応の柱として、国によるジェネリック医薬品使用促進のための諸施策が積極的に推進されるとともに、官民一体となってジェネリック医薬品普及のための環境整備が進められています。

当社グループは、こうした社会の要請の高まりに応え、「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、新薬メーカーの実績にもとづく安心と責任をベースにした取り組みを全社一丸となって進めてまいりました。併せて、昨年12月にランバクシー社（印）との合弁会社であった日本薬品工業株式会社を子会社化し、サプライチェーン全体にわたる生産性の向上、経営の効率化の取り組みを、グループ一体となり、より一層推し進めてまいりました。

【医薬品事業】

1) 医療用医薬品

当社グループは、ジェネリック医薬品とアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・配合錠」の普及を医薬品事業における2つの柱としております。

ジェネリック医薬品につきましては、当期は17品目の新規上市を行い、兼業メーカー（先発医薬品を扱うメーカー）としてトップクラスの品揃えを擁しております。さらに、平成22年度の診療報酬改定において過去最大のジェネリック医薬品使用促進策が盛り込まれることを受け、ジェネリック医薬品の需要拡大やそれに伴う情報提供活動に十分対応できるよう、都市部への人的拡充等の体制強化に取り組むとともに、流通卸・調剤薬局チェーンとのさらなる連携強化を進め、安定供給体制の拡充を図ってまいりました。

もう一方の柱であるウラリットにつきましては、高尿酸血症における酸性尿改善の意義について、MRによる情報提供に加えて、ダイレクトメールによる認知向上を図るなど、地道な普及活動を継続してまいりました。

その結果、ジェネリック医薬品の売上高は、前期比21.8%の増収となりました。一方で、ウラリットをはじめとする主力3品の売上高は、主に他2品の減収により前期比5.7%の減収となり、医療用医薬品全体では前期比11.2%の増収となりました。

なお医療用医薬品の売上高（連結）比率を薬効別にみますと、循環器官および呼吸器官用薬28.7%、ウラリット等の代謝性医薬品25.3%、神経系および感覚器官用薬14.8%、病原生物用薬13.4%、消化器官用薬8.6%、腫瘍用薬2.2%、その他の医薬品7.0%となっています。

次に研究開発ですが、ジェネリック医薬品の研究開発では、開発の迅速化・効率化を図るべく、昨年12月に子会社化した日本薬品工業株式会社、ならびに、その他ジェネリック医薬品専業メーカーとの共同開発にも積極的に取り組み、品揃えの強化を図っております。

また、新薬の研究開発では、引き続き探索研究に重点を置き、その成果を海外企業等へ早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めております。開発ベンチャー企業であるベルキュラ社（米）に導出した「NC-2300」（カテプシンK阻害薬：骨疾患用剤）、同じくセレニス社（仏）に導出した「NC-2400」（PPAR δ アゴニスト：脂質代謝改善剤）に関しては、米国でフェーズⅠ試験が進行中です。

海外展開に関しては、韓国での鎮痛・消炎剤「ソレトン錠」、高血圧症治療剤「カルバン錠」の販売が引き続き堅調に推移しております。

2) 臨床検査薬

主力である糖尿病診断の指標ヘモグロビンA1cは、国内企業の業績低迷による産業健診受診者の減少、自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」は、新型インフルエンザの流行によるアレルギー検査受診者の減少の影響を受けたことなどから、臨床検査薬全体の売上高は対前期減収となりました。

3) ヘルスケア製品

長引く一般消費の低迷とデフレを背景として、業界を越えた流通再編が進み販路が縮小する中、販売商品の見直しと絞り込み、新規販売ルートの開拓に取り組んだ結果、ヘルスケア製品は前期並みの売上高を確保しました。

以上の結果、医薬品事業全体の売上高は、一昨年発売の「アムロジピン錠

『ケミファ』」および昨年11月に発売した「アムロジピン0D錠『ケミファ』」他ジェネリック医薬品等が寄与したことにより23,050百万円（前期比7.3%増）となりました。営業利益はジェネリック医薬品の売上高増加に伴う売上高構成比率の変化等により原価率の上昇はありましたが、前期に引き続き経費の効率的な使用による削減を図ったことなどから743百万円（前期比28.2%増）となりました。

【その他の事業】

受託試験事業を営む株式会社化合物安全性研究所の業績は、受注の競争激化による単価の低下はありましたが、受注が順調に増加したことなどから、その他の事業全体での売上高は932百万円（前期比14.1%増）となり、営業利益は24百万円（前期は営業損失7百万円）となりました。

以上の結果、各事業セグメントを通算した業績は、当期の連結売上高は23,982百万円（前期比7.5%増）、連結営業利益は767百万円（前期比32.2%増）、連結経常利益は587百万円（前期比61.4%増）、当期純利益は270百万円（前期比61.0%増）となりました。

2. 事業別売上高

事業の種類別セグメント	前 期 第 77 期	当 期 第 78 期	増 減 額	増減率
医 薬 品 事 業	21,490百万円	23,050百万円	1,559百万円	7.3%
そ の 他 の 事 業	817百万円	932百万円	114百万円	14.1%
合 計	22,307百万円	23,982百万円	1,674百万円	7.5%

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

区 分	金 額	構 成 比 率
循環器官用および呼吸器官用薬	6,106百万円	28.7%
代謝性医薬品	5,380百万円	25.3%
神経系および感覚器官用薬	3,161百万円	14.8%
病原生物用薬	2,844百万円	13.4%
消化器官用薬	1,835百万円	8.6%
腫瘍用薬	470百万円	2.2%
その他の医薬品	1,487百万円	7.0%
医療用医薬品計	21,283百万円	100.0%
その他の売上高	1,767百万円	—
医薬品事業合計	23,050百万円	—

4. 財産及び損益の状況の推移

(当社グループ)

区 分	平成18年度 第 75 期	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期 (当連結会計年度)
売 上 高	20,966百万円	20,918百万円	22,307百万円	23,982百万円
経 常 利 益	1,143百万円	1,008百万円	363百万円	587百万円
当 期 純 利 益	366百万円	390百万円	168百万円	270百万円
1株当たり当期純利益金額	9.59円	10.22円	4.41円	7.10円
総 資 産	21,040百万円	21,764百万円	24,696百万円	29,600百万円
純 資 産	6,771百万円	6,943百万円	6,847百万円	7,865百万円
1株当たり純資産額	177.36円	181.99円	179.55円	185.22円

(当社)

区 分	平成18年度 第 75 期	平成19年度 第 76 期	平成20年度 第 77 期	平成21年度 第 78 期 (当事業年度)
売 上 高	19,072百万円	19,823百万円	21,490百万円	22,837百万円
経 常 利 益	875百万円	903百万円	320百万円	450百万円
当 期 純 利 益	988百万円	311百万円	133百万円	135百万円
1株当たり当期純利益金額	25.74円	8.11円	3.47円	3.53円
総 資 産	20,311百万円	20,837百万円	23,689百万円	26,627百万円
純 資 産	6,596百万円	6,689百万円	6,558百万円	6,640百万円
1株当たり純資産額	171.86円	174.40円	171.06円	173.14円

5. 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、平成21年12月に500百万円の無担保社債（銀行保証付私募債）を発行いたしました。

6. 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

8. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は当連結会計年度に持分法適用関連会社でありました日本薬品工業株式会社の株式を取得し、連結子会社といたしました。

11. 対処すべき課題

新政権下の社会保障財政政策においては、長期収載品（特許が切れた先発医薬品）の大幅薬価引き下げの議論が本格化するかわら、ジェネリック医薬品使用促進についてはそのスピードを緩めることなくインパクトのある施策が次々と打ち出され、継続的な市場拡大が期待されます。一方で、外資系メーカーや大手新薬メーカー等が相次ぎジェネリック医薬品事業への参入を表明し、さらなる競争の激化が予想されます。

そのような事業環境において、新薬メーカーとしていち早くジェネリック医薬品事業に参入し、兼業メーカー随一の品揃えを有する当社グループのアドバンテージを維持し、ジェネリック医薬品事業で市場におけるプレゼンスを確立するためには、引き続き、ジェネリック医薬品の開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化し、高品質で経済性の高い製品を提供することが不可欠であると考えております。

さらに、当社が中長期ミッションとして掲げる「高尿酸血症市場でのポジション確立」と「自社開発の創薬による業容拡大」の実現に向けた礎も、確固たるものにしていきたいと考えております。

平成22年度の診療報酬改定においては、保険薬局におけるさらなるジェネリック医薬品使用促進策や、病院における「後発医薬品使用体制加算」の新設等が盛り込まれました。これを受け、当社医薬品の営業活動においては、MRを含めた資源の重点配分をさらに推し進め、保険薬局および病院を中心とした医療機関でのジェネリック医薬品の採用促進に取り組んでまいります。また、今後大型ジェネリック医薬品の上市が見込まれており、流通卸・調剤薬局チェーンとの連携を図りながら、さらなる安定供給の確保を図ってまいります。

ウラリットに関しましては、「ウラリット配合錠」のコンプライアンス（患者さんの服薬遵守）向上のための製剤改良を予定しており、これを販売実績の拡大に結び付けるべく、効率的な普及活動に取り組んでまいります。

研究開発分野では、引き続きジェネリック医薬品の積極的な開発を進め、平成22年度も自社開発品を中心に15品目以上の発売を計画しております。新薬開発では欧米の開発ベンチャー企業に導出した2品目の一層の開発進展を図るべく、導出先企業との協力関係を強固にするとともに、新たな候補物質の絞り込みと導出を目指します。

海外展開では、中国を中心とするアジア各国への展開をさらに進めていきたいと考えております。

臨床検査薬およびヘルスケア製品の分野でも、それぞれ既存品の売上拡大と特長のある新しい商品の開発を目指しております。

これらに加えて、今後とも全事業分野において経営の合理化・効率化を徹底し、安定した売上と利益を確保することにより、株主の皆様の期待に応えられる企業を目指して一層の経営努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

12. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%(注)	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株 式 会 社 化 合 物 安 全 性 研 究 所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等

(注) このうち33.3%については株券消費貸借契約に基づく借り受けによるものであります。

(3) 企業結合の経過

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました日本薬品工業株式会社は、当連結会計年度に株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(4) 企業結合の成果

当期の連結売上高は23,982百万円（前期比1,674百万円、7.5%増）、連結経常利益は587百万円（前期比223百万円、61.4%増）となり、連結当期純利益は270百万円（前期比102百万円、61.0%増）となりました。

13. 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

医薬品および臨床検査薬等の製造販売
医薬品の安全性試験等の受託
健康食品等販売

14. 主要な営業所及び工場等

(1) 当社の主要な営業所及び工場等

本社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
札幌支店	〒060-0007	北海道札幌市中央区北七条西13-9-1 塚本ビル7号館7階
仙台支店	〒980-0801	宮城県仙台市青葉区木町通り1-6-34 安藤ビル4階
東京支店	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3
横浜支店	〒231-0023	神奈川県横浜市中区山下町70-3 三井住友海上横浜ビル9階
関越支店	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12 リラ第3ビル2階
名古屋支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20 ie丸の内ビルディング5階
大阪支店	〒550-0002	大阪府大阪市西区江戸堀1-26-20 江戸堀グロウスビル5階
広島支店	〒730-0856	広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル3階
福岡支店	〒812-0018	福岡県福岡市博多区住吉3-1-80 オヌキ新博多ビル2階
茨城工場	〒308-0112	茨城県筑西市藤ヶ谷字赤坂799-1
創薬研究所	〒341-0005	埼玉県三郷市彦川戸1-22-1
物流管理センター	〒344-0054	埼玉県春日部市浜川戸2-16 (丸天運送株式会社内)

(注) なお、名古屋支店は平成22年3月23日に、次の所在地から移転しております。
〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山5-15-9

(2) 主要な子会社及び関連会社

株式会社化合物安全性研究所	〒004-0839	北海道札幌市清田区真栄363-24
日本薬品工業株式会社	〒101-0032	東京都千代田区岩本町2-2-3

15. 従業員数

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	618名（97名）
その他の事業	50名（26名）
全社（共通人員）	46名（3名）
合計	714名（126名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託および臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先（当社）

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	1,406 百万円
株式会社三井住友銀行	1,220 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,216 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,000 百万円
株式会社東京都民銀行	796 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	660 百万円
株式会社みずほ銀行	640 百万円
株式会社りそな銀行	480 百万円
中央三井信託銀行株式会社	460 百万円
株式会社横浜銀行	370 百万円

17. その他企業集団の現況に関する重要な事項

（株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化及び会社分割による当社茨城工場の分社化）

当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、日本薬品工業株式会社との間で、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、日本薬品工業株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしました。また、あわせて、当社は、上記取締役会において、平成22年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、日本薬品工業株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、茨城県筑西市所在の当社工場における医薬品、医薬部外品、臨床検査薬及び化成品の製造事業を、上記株式交換による完全子会社後の日本薬品工業株式会社に承継させることを決議し、平成22年5月11日付で、両社の間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」（37頁から39頁）に記載しております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 154,000,000株
2. 発行済株式の総数 38,522,301株 (自己株式195,047株を含む)
3. 当期末株主数 7,473名 (前期比 667名増)
4. 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率(注)
ジャパソファルシム株式会社	4,081 千株	10.64 %
日本調剤株式会社	1,926 千株	5.02 %
日本生命保険相互会社	1,870 千株	4.87 %
ジェービー・モルガン・チェース・バンク 385093	1,175 千株	3.06 %
山口一城	1,033 千株	2.69 %
豊島薬品株式会社	964 千株	2.51 %
日本ケミファ従業員持株会	741 千株	1.93 %
フクダ電子株式会社	735 千株	1.91 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	676 千株	1.76 %
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	644 千株	1.68 %

(注) 自己株式195,047株を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (平成20年8月4日発行)
発行決議の日	平成20年6月27日
付与対象者と人数	当社取締役6名(うち社外取締役1名)
新株予約権の数	23個(うち社外取締役3個)(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式23,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき516,000円
新株予約権の行使期間	平成23年8月5日から平成26年8月4日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)

(注1) うち取締役1名に付与している新株予約権は取締役就任以前に付与されたものであります。

(注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が当社の役員または従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)を喪失した場合(ただし、新株予約権者が定年による退任または退職により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けるとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役および執行役員 の状況（平成22年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 およ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	矢 田 弘 道	経営全般補佐 リスク管理担当兼医薬マーケティング本部長
取 締 役 執 行 役 員	貴 志 康 夫	G E 開発部担当 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 執 行 役 員	森 治 樹	管理部・購買部担当
取 締 役 執 行 役 員	轡 田 雅 則	法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当 兼総務部長
取 締 役	茂 腹 敏 明	公認会計士 株式会社プレーンリフレッシュ代表取締役社長
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士 イヌイ倉庫株式会社社外監査役
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A & A パートナーズ代表社員
執 行 役 員	三 宅 雅 久	開発企画部・茨城工場・物流管理センター担当
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長兼品質保証部長兼G E 安心使用促進部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
執 行 役 員	真 木 善 幸	営業研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	田 島 敏 男	臨床検査薬事業部担当兼情報システム部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	広報室担当兼経営企画部長

- (注) 1. 取締役茂腹敏明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高橋 剛氏および進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役茂腹敏明氏、監査役高橋 剛氏および進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
5. 取締役吉田勝昭氏は、平成21年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
6. 平成21年6月26日開催の第77回定時株主総会において、取締役轡田雅則氏が新たに選任され、同日付で就任いたしました。

7. 本年4月1日付で、前頁記載の取締役、監査役および執行役員の状況は、下記のように変更されております。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	山 口 一 城	日本薬品工業株式会社取締役 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	矢 田 弘 道	経営全般補佐 リスク管理・臨床検査薬事業部担当兼医薬マーケティング本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	貴 志 康 夫	開発企画部・茨城工場担当 日本薬品工業株式会社取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	森 治 樹	管理部担当兼購買部長兼物流管理センター長
取 締 役 執 行 役 員	轡 田 雅 則	法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当 兼総務部長
取 締 役	茂 腹 敏 明	公認会計士 株式会社プレーンリフレッシュ代表取締役社長
常 勤 監 査 役	加 藤 昇	
監 査 役	高 橋 剛	弁護士 イヌイ倉庫株式会社社外監査役
監 査 役	進 藤 直 滋	公認会計士 監査法人A&Aパートナーズ代表社員
執 行 役 員	平 賀 俊 幸	信頼性保証総括部長兼品質保証部長
執 行 役 員	山 川 富 雄	創薬研究所長
執 行 役 員	小 山 剛	医薬営業本部長
執 行 役 員	真 木 善 幸	営業研修・情報部担当兼人事部長
執 行 役 員	安 本 昌 秀	情報システム部・広報室担当兼経営企画部長
執 行 役 員	畑 田 康	GE開発部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	7名	113百万円
監 査 役	3名	25百万円
合 計	10名	138百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（41百万円）は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労金引当額19百万円（取締役17百万円、監査役1百万円）を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか、平成21年6月26日開催の第77回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 19百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 茂腹敏明

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
株式会社ブレーンリフレッシュ代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況
他の法人等の社外役員等を兼務しておりません。
- ③ 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会全てに出席し、公認会計士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 監査役 高橋 剛

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況
他の法人等の業務執行者を兼務しておりません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
イヌイ倉庫株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 監査役 進藤直滋

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

他の法人等の業務執行者を兼務しておりません。

② 他の法人等の社外役員等の兼任状況

他の法人等の社外役員等を兼務しておりません。

③ 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役茂腹敏明氏、社外監査役高橋剛氏および進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

(5) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	3名	14百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 報酬等の額につきましては、監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき取締役会は監査役会の同意を得て当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案にすべきかどうかを審議します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき平成18年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、平成20年4月25日開催の取締役会において一部改定しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社および子会社（以下、「日本ケミファグループ」という）の役員・使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって役員・使用人の教育等を行う。

- ② 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、監査役宛でのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他の各種の記録および書面文書（以下、「文書」という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
 - ② リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は全社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
 - ③ コンプライアンスおよび情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会および情報セキュリティ委員会が所管する。
 - ④ 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は経営方針および中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
 - ② 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - ③ 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。

- ④ 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針および中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社および子会社の役員・使用人は、日本ケミファ法令等遵守行動基準に則って、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② 当社は日本ケミファグループの企業集団の業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規則・規程類を整備する。
 - ③ 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - ④ 当社は子会社毎に担当取締役を任命し、各社が法令等遵守体制、リスク管理体制を構築するよう指導する。
 - ⑤ 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施または統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人および内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。

- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、法定の事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社および連結子会社の財務報告の信頼性を確保するため、全社統制および業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。

② 構築した体制を運用し、その評価および改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、役員・使用人全員に周知徹底する。

② 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

6. 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、昭和25年（1950年）6月の設立以来、一貫して「医薬品を中心としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」という経営理念を堅持しつつ、環境変化に対応して時代のニーズを企業活動に取り入れることにより、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株

主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものです。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の買付けを行う者が上記の当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

なお、当社は、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、上記記載の基本方針の内容を一部改定しております。改定後の基本方針については、本定時株主総会の株主総会参考書類7頁から8頁（「第6号議案 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件」「1. 提案の理由」(1)）に記載のとおりです。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、中長期的成長戦略の柱として、i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でフロントランナーを目指す、iii) 自社開発創薬による業容拡大、の3つのミッションを掲げております。平成19年4月より取り組んでいる5ヶ年の中期経営計画「Next Stage『飛躍』」は、その第1ステージであり、ジェネリック医薬品事業で一定のプレゼンスを確立することを最優先課題として、持てる経営資源を同事業に集中的に投下しております。

更に、ジェネリック医薬品の特許切れが一段落する平成27年以降の事業環境を見据え、中長期的なミッションとして、ウラリットを核とした高尿酸血症での取り組みや自社創薬への投資も継続しております。

当社は、これらのミッションを一貫して継続的に取り組むことが、国内外の医薬品業界を取り巻く環境や制度変更への対処を可能とし、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・拡大する最良の方策であると考えます。

(中期経営計画「Next Stage『飛躍』」については、当社ホームページ(<http://www.chemiphar.co.jp/>)に掲載しております。)

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを徹底し、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めると共に公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。経営機能を意思決定機能・監督機能と業務執行機能とに分離し、後者を執行役員(会議)に権限委譲する執行役員制度の導入や独立性の高い社外取締役を1名、また、独立性の高い社外監査役を2名擁することなどは、その具体化の一端であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成19年5月11日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下、「旧プラン」といいます。)の導入を決議し、平成19年6月28日開催の当社第75回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きました。

旧プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、旧プランの内容の詳細は当社ホームページに掲載しております。

(<http://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2007/20070511-2.pdf>)

① 目的

旧プランは、当社株式に対する大量買付が行なわれた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値については株主共同の利益に反する大量買付を抑止し、当社の企業価値については株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

② 旧プランの概要

i) 旧プランの発動に係る手続の設定

旧プランは、(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、又は(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合を適用対象とし、こうした場合に上記①の目的を実現するために必要な手続を定めております。

旧プランは、買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、当該買付等に関する情報及び旧プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、特別委員会は、必要に応じて当社取締役会からも、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、及び代替案その他必要な情報を取得し、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討のほか、買付者との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができるものとされています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が旧プランに定められた手続を遵守しなかった場合、買付者等が当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる買付等を行う場合等、旧プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社は、後述する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において当社取締役会が別途定める金額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式1株を取得することができ、また、本新株予約権には、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されており、

iii) 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

旧プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会規程に従い、独立性の高い社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとされ、当社取締役会は、特別委員会の判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしています。なお、当社は、かかる取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

旧プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

③ 旧プランの有効期間及び廃止

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされています。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において旧プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により旧プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、旧プランはその時点で廃止されることとなります。

④ 株主の皆様への影響

旧プランの導入時点後においても、本新株予約権の無償割当て自体は行われていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、旧プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の中期経営計画「Next Stage『飛躍』」による取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

旧プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、旧プランは、当社の定款を変更した上、変更された定款に基づき株主総会での承認可決を経て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役等によって構成される特別委員会が設置され、旧プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が約3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっていることから、当社は、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、上記(1)「基本方針の内容の概要」に記載のとおり基本方針を一部改定するとともに、旧プランの内容を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として一部改定し、更新する(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。)ことを決定しております。本プランの内容については、本定時株主総会の株主総会参考書類9頁から21頁(「第6号議案 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件」「2. 提案の内容(本プランの内容)」)をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	29,600	負 債 の 部	21,734
[流 動 資 産]	[15,899]	[流 動 負 債]	[11,379]
現金及び預金	3,906	支払手形及び買掛金	3,807
受取手形及び売掛金	8,091	短期借入金	1,109
商品及び製品	2,137	1年内償還予定の社債	460
仕掛品	724	1年内返済予定の長期借入金	2,470
原材料及び貯蔵品	403	リース債務	55
繰延税金資産	536	未払金	87
その他の流動資産	100	未払法人税等	385
貸倒引当金	△ 1	未払消費税等	137
		未払費用	1,808
[固 定 資 産]	[13,682]	預り金	52
有形固定資産	10,248	返品調整引当金	5
建物及び構築物	3,368	販売促進引当金	298
機械装置及び運搬具	795	その他の流動負債	700
工具、器具及び備品	291		
土地	5,550	[固 定 負 債]	[10,355]
リース資産	220	社 債	1,125
建設仮勘定	22	長期借入金	6,557
無形固定資産	497	リース債務	208
のれん	420	退職給付引当金	621
リース資産	27	役員退職慰労引当金	253
ソフトウェア	26	再評価に係る繰延税金負債	1,589
電話加入権	23		
投資その他の資産	2,935	純 資 産 の 部	7,865
投資有価証券	1,083	[株 主 資 本]	[5,210]
長期貸付金	9	資 本 金	4,304
長期前払費用	3	利益剰余金	1,064
敷金及び保証金	156	自己株式	△ 158
繰延税金資産	418		
その他	1,316	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[1,850]
貸倒引当金	△ 52	その他有価証券評価差額金	△ 182
		土地再評価差額金	2,033
[繰 延 資 産]	[18]		
社債発行費	18	[新 株 予 約 権]	[3]
		[少 数 株 主 持 分]	[800]
資 産 合 計	29,600	負 債 純 資 産 合 計	29,600

連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	23,982
売上原価	11,448
売上総利益	12,534
販売費及び一般管理費	11,767
営業利益	767
営業外収益	155
受取利息	4
受取配当金	24
固定資産賃貸料	23
持分法による投資利益	60
補助金収入	16
その他の営業外収益	25
営業外費用	335
支払利息	206
有形売却損	28
支払手数料	72
その他の営業外費用	28
経常利益	587
特別損失	30
投資有価証券評価損	30
税金等調整前当期純利益	557
法人税、住民税及び事業税	375
法人税等調整額	△ 107
少数株主利益	19
当期純利益	270

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日残高	4,304	910	△ 158	5,056
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△ 114	—	△ 114
当期純利益	—	270	—	270
自己株式の取得	—	—	△ 2	△ 2
自己株式の処分	—	△ 0	2	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	154	△ 0	154
平成22年3月31日残高	4,304	1,064	△ 158	5,210

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計			
平成21年3月31日残高	△ 243	2,033	1,789	1	0	6,847
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 114
当期純利益	—	—	—	—	—	270
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 2
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	61	—	61	2	800	863
連結会計年度中の変動額合計	61	—	61	2	800	1,018
平成22年3月31日残高	△ 182	2,033	1,850	3	800	7,865

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業(株)、(株)化合物安全性研究所、シャプロ(株)

前連結会計年度において持分法適用会社でありました日本薬品工業株式会社は、当連結会計年度に株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

当該連結対象は当第3四半期であるため当該会社の第4四半期損益計算書について連結計算書類に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

(2) 会社等の名称

ジャパンソフアルシム(株)

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました日本薬品工業株式会社は、当連結会計年度に株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金：当社及び連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の連結会計年度より費用処理しております。

③役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

④返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。

⑤販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(5)ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……金利スワップ
 - ヘッジ対象……借入金の利息
- ③ヘッジ方針
 - 金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
 - 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理方法
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 - 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
- 6. のれんの償却に関する事項
 - のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、当事業年度において、営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、2百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
12,427百万円
2. 受取手形割引高
2,147百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,132百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△189万円含まれております。
4. 借受有価証券
連結貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受けた有価証券は101百万円であります。
5. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
9百万円
6. 受取手形及び売掛金
連結貸借対照表に計上した受取手形及び売掛金のうち、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している2,267百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数
普通株式 38,522,301株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

平成21年6月26日開催の第77回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	114	利益剰余金	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月29日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	114	利益剰余金	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制となっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1)現金及び預金	3,906	3,906	—
(2)受取手形及び売掛金	8,091	8,091	—
(3)投資有価証券	1,023	1,023	—
(4)長期預金	1,000	863	△ 136
資産計	14,020	13,884	△ 136
(5)支払手形及び買掛金	(3,807)	(3,807)	—
(6)短期借入金	(1,109)	(1,109)	—
(7)社債	(1,585)	(1,584)	0
(8)長期借入金	(9,028)	(9,061)	△ 32
負債計	(15,530)	(15,562)	△ 32
(9)デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

これらは金融機関により評価された価格によっており、差額については、「デリバティブ部分の時価評価額」のみを表しております。この差額は、満期時において損益に与える影響は軽微であります。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,297	4,637	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体となって処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	45

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,906	—	—	—
受取手形及び売掛金	8,091	—	—	—
長期預金	—	500	—	500
合 計	11,997	500	—	500

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	460	370	270	270	170	45
長期借入金	2,470	2,180	1,801	1,157	418	1,000
合計	2,930	2,550	2,071	1,427	588	1,045

(賃貸等不動産に関する注記)

(追加情報)

当連結会計年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△17百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
762	△12	750	595

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産勘定評価書等に基づく金額、その他物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	185円22銭
1株当たり当期純利益金額	7円10銭
連結損益計算書上の当期純利益	270百万円
普通株式に係る当期純利益	270百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式の期中平均株式数	38,125千株

(重要な後発事象に関する注記)

株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化及び会社分割による当社茨城工場の分社化

当社と日本薬品工業株式会社は、平成22年5月11日開催の両社の取締役会において、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、日本薬品工業株式会社を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。また、あわせて、当社と日本薬品工業株式会社は、同日開催の両社の取締役会において平成22年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とし、日本薬品工業株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、茨城県筑西市所在の当社工場（以下、「茨城工場」という。）における医薬品、医薬部外品、臨床検査薬及び化成品の製造事業を、本株式交換による完全子会社後の日本薬品工業株式会社に承継させること（以下、「本吸収分割」といい、本株式交換と併せて「本件取引」という。）を決議し、平成22年5月11日付で、両社の間で吸収分割契約を締結いたしました。

なお、当社は、本株式交換について、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ることなく行う予定です。また、当社は、本吸収分割について、会社法第784条第3項の規定に基づき、簡易会社分割の手続きにより株主総会の承認を得ることなく行う予定です。一方、日本薬品工業株式会社においては、本株式交換について、株主総会の承認を得る予定であり、また、本吸収分割について、会社法第319条第1項の規定に基づく株主全員の書面による同意（本株式交換の効力発生日後の同社株主の同意）を得る予定です。

1. 本件取引の目的

当社は、連結経営体制を一層強化してグループ運営の機動性を高め、より抜本的なグループ事業再編を推し進めることがさらなる企業価値の向上に資するものと判断し、本吸収分割、並びにその前段階として、かかる意思決定及び手続き実行の迅速化を図るため、本株式交換を決定いたしました。

本件取引により、当社グループにおけるジェネリック医薬品生産機能の中核を担ってきた日本薬品工業株式会社のノウハウを茨城工場に高度に融合し、同工場を新薬のみならずジェネリック医薬品事業においても高い市場競争力を持つ生産拠点として再編するとともに、グループ生産機能を一元管理し、設備投資を含む資源配分の最適化を進め、中期的には生産拠点の統合も視野にさらなる経営の効率化を図り、企業価値の一層の向上に努めてまいります。

2. 本株式交換に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

当社 (株式交換完全親会社)	日本薬品工業株式会社 (株式交換完全子会社)
1	38.4

当社が保有する日本薬品工業株式会社の普通株式（平成22年5月11日現在、213,440株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。また、当社は4,091,904株の新株式を発行し、本株式交換では、自己株式は使用いたしません。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性を担保するため、当社から独立した第三者機関である大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下、「大和証券CM」という。）に株式交換比率の算定を依頼し、上場会社である当社については市場株価法による分析を、非上場会社である日本薬品工業株式会社についてはDCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）法及び類似会社比較法による分析を参考にしつつ、平成21年12月8日に当社がランバクシー社（印）から日本薬品工業株式会社株式を取得した際の取引価格も考慮し、日本薬品工業株式会社との間で協議を重ねた結果、上記の通り株式交換比率を合意・決定いたしました。なお、この株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(3) 株式交換完全親会社となる会社の概要

商号	日本ケミファ株式会社
本店の所在地	東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 山口 一城
資本金の額	4,304百万円
事業の内容	医療用医薬品の研究・製造・販売

3. 本吸収分割に関する事項

(1) 本吸収分割に係る割当ての内容

日本薬品工業株式会社は、本株式交換により平成22年7月1日をもって当社の完全子会社となり、その後に効力発生日が到来する本吸収分割に際しては、普通株式145,160株を新たに発行し、その全てを当社に割当て交付します。

(2) 分割する事業部門の内容等

① 分割する部門の事業内容

茨城工場における医薬品、医薬部外品、臨床検査薬及び化成品の製造に関する事業

② 分割する部門の生産高

7,854百万円(平成22年3月期)

上記金額は販売価格によっており、また、消費税等は含まれておりません。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（平成22年3月31日現在）

資 産		負 債	
項 目	金 額	項 目	金 額
流動資産	62百万円	流動負債	56百万円
固定資産	1,480百万円	固定負債	35百万円
合 計	1,542百万円	合 計	91百万円

(注) 上記金額に効力発生日までの増減を加減した上で確定いたします。

(3) 会社分割の当事会社の概要（平成22年3月期）

	分割会社（当社）連結	承継会社 単体
商 号	日本ケミファ株式会社	日本薬品工業株式会社
資 産	29,600百万円	4,478百万円
負 債	21,734百万円	1,965百万円
純資産	7,865百万円	2,513百万円
従業員数	714名	101名

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月12日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 功 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 開 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年5月11日開催の取締役会で株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化及び会社分割による茨城工場の分社化を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	26,627	負債の部	19,987
[流動資産]	[13,132]	[流動負債]	[10,415]
現金及び預金	2,755	支払手形	3,055
受取掛手形	578	買掛金	1,283
売掛金	7,025	短期借入金	660
商品及び製品	1,881	1年内償還予定の社債	390
仕掛品	147	1年内返済予定の長期借入金	2,409
材料及び貯蔵品	184	リース債務	39
前払費用	122	未払金	64
未収入金	30	未払法人税等	159
繰延税金資産	401	未払消費税等	64
その他の流動資産	5	未払費用	1,666
		預り金	33
[固定資産]	[13,476]	返品調整引当金	4
有形固定資産	8,289	販売促進引当金	293
建物	2,031	設備関係支払手形	290
構築物	45	その他の流動負債	0
機械及び装置	631		
車両運搬具	1	[固定負債]	[9,571]
工具、器具及び備品	251	社債	800
土地	5,194	長期借入金	6,504
リース資産	112	リース債務	107
建設仮勘定	22	退職給付引当金	363
無形固定資産	62	役員退職慰労引当金	207
ソフトウェア	14	再評価に係る繰延税金負債	1,589
リース資産	27		
電話加入権	21	純資産の部	6,640
投資その他の資産	5,124	[株主資本]	[4,786]
投資有価証券	1,037	資本金	4,304
関係会社株	2,102	利益剰余金	581
長期貸付金	0	利益準備金	30
従業員に対する長期貸付金	9	その他利益剰余金	550
関係会社長期貸付金	253	繰越利益剰余金	550
長期前払費用	3	自己株式	△ 98
敷金及び保証金	154	[評価・換算差額等]	[1,849]
繰延税金資産	299	その他有価証券評価差額金	△ 184
長期預金	1,000	土地再評価差額金	2,033
その他の預金	315		
貸倒引当金	△ 52	[新株予約権]	[3]
[繰延資産]	[18]		
社債発行費	18		
資産合計	26,627	負債純資産合計	26,627

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	22,837
売 上 原 価	10,830
売 上 総 利 益	12,007
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,331
営 業 利 益	675
営 業 外 収 益	101
受 取 利 息	9
受 取 配 当 金	26
固 定 資 産 貸 貸 料	25
補 助 金 収 入	16
保 険 配 当 金	11
そ の 他 の 営 業 外 収 益	11
営 業 外 費 用	325
支 払 利 息	199
手 形 売 却 損	27
支 払 手 数 料	71
そ の 他 の 営 業 外 費 用	27
経 常 利 益	450
特 別 損 失	89
投 資 有 価 証 券 評 価 損	30
関 係 会 社 株 式 評 価 損	59
税 引 前 当 期 純 利 益	360
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	265
法 人 税 等 調 整 額	△ 40
当 期 純 利 益	135

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
平成21年3月31日残高	4,304	19	542	△ 98	4,767
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	11	△ 126	—	△ 114
当期純利益	—	—	135	—	135
自己株式の取得	—	—	—	△ 2	△ 2
自己株式の処分	—	—	△ 0	2	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	11	8	△ 0	19
平成22年3月31日残高	4,304	30	550	△ 98	4,786

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日残高	△ 243	2,033	1,789	1	6,558
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 114
当期純利益	—	—	—	—	135
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 2
自己株式の処分	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	59	—	59	2	61
事業年度中の変動額合計	59	—	59	2	81
平成22年3月31日残高	△ 184	2,033	1,849	3	6,640

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金：期末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）

による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

過去勤務債務については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の事業年度より費用処理しております。

- (3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。
- (5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「補助金収入」及び「保険配当金」は、当事業年度において、営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記することに変更いたしました。

なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「補助金収入」及び「保険配当金」は、それぞれ2百万円及び9百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額
10,723百万円
2. 受取手形割引高
2,147百万円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,132百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△189万円含まれております。
4. 借受有価証券
貸借対照表に計上した有価証券のほか、株券消費貸借契約により借り受けた有価証券は101百万円であります。
5. 関係会社に対する債権債務
短期債権 52百万円
長期債権 253百万円
短期債務 1,843百万円
6. 保証債務(預り金に対する保証債務)
ウエルライフ株式会社の入居者返還金に対する債務保証
9百万円
7. 売掛金
貸借対照表に計上した売掛金のうち、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している2,267百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	22百万円
営業費用	4,185百万円
営業取引以外の収益	35百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	195,047株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であり繰延税金負債の発生の主な原因は、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

連結計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子会社	(株)化合物 安全性研究所	北海道 札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有) 直接 100.0
子会社	日本薬品工業(株)	東京都 千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有)注3 直接 100.0
関連会社	ジャパン ソファルシム(株)	東京都 千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 5.0 (被所有) 直接 10.8

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)化合物 安全性研究所	資金貸付先	資金の貸付	—	長期貸付金	253
子会社	日本薬品工業(株)	商品仕入先 役員の兼任	商品の購入	2,570	支払手形及び買掛金	1,243
関連会社	ジャパン ソファルシム(株)	商品及び 原材料仕入先 役員の兼任	商品及び 原材料の購入	1,420	支払手形及び買掛金	596

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。
 2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 3. このうち33.3%については株券消費貸借契約による借り受けによるものであります。また、前事業年度において関連会社でありました日本薬品工業株式会社は、当事業年度に株式を取得したことに伴い、持分法の適用範囲から除外し、連結の範囲に含めております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	173円14銭
1 株当たり当期純利益金額	3円53銭
損益計算書上の当期純利益	135百万円
普通株式に係る当期純利益	135百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式の期中平均株式数	38,329千株

(重要な後発事象に関する注記)

株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化及び会社分割による
当社茨城工場の分社化

詳細につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」（37
頁から39頁）に記載しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月12日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 功 幸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成22年5月11日開催の取締役会で株式交換による日本薬品工業株式会社の完全子会社化及び会社分割による茨城工場の分社化を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について中間報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月20日

日本ケミファ株式会社
常勤監査役 加藤 昇 ㊟
社外監査役 高橋 剛 ㊟
社外監査役 進藤 直 滋 ㊟

以上

株 主 メ モ

1. 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 毎年6月下旬
3. 基準日 定時株主総会における権利行使株主確定日は3月31日
その他必要あるときは、あらかじめ公告いたします。
4. 単元株式数 1,000株
5. 株主名簿管理人 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120 (78) 2031 (フリーダイヤル)
取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店ならびに日本証券代行株式会社の本店および全国各支店で行っております。
7. 公告方法
電子公告により公告 <http://www.chemiphar.co.jp/>
ただし、やむをえない事由により電子公告を行うことが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
8. 本社所在地
〒101-0032 東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
電話 03 (3863) 1211 (代表)

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、本年より配当支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

※確定申告をなされる株主様は、大切に保管ください。